令和９年度

意見書

前橋市農業委員会

目　　次

意　見　文

1　営農に配慮した土地開発について　1 頁

2　耕作放棄地の解消に向けた支援制度の充実について　2 頁

3　農業用施設被覆材張替等及び農業生産資材等高騰対策
に対する継続的な支援について　3 頁

4　高温対策支援及び暑熱対策機器導入支援について　4 頁

5　雇用就農者・親元就農者等への支援及び定住促進施策
の創設について　5 頁

6　果樹農業における後継者確保と園地承継支援
について　6 頁

7　女性農業者の活躍推進と男女共同参画の促進
について　7 頁

令和９年度前橋市農業施策等に関する意見

日頃より、本市農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の農業を取り巻く環境は大きく変化しており、農業従事者の高齢化等による担い手不足をはじめ、耕作放棄地の増加、果樹園地等の円滑な承継、さらには新規就農者を含めた多様な担い手の確保・定着など、多くの課題に直面しております。

また、世界的な情勢変化等に伴う資材・燃油価格等の高騰は依然として農業経営に大きな影響を及ぼしており、加えて、近年の猛暑による農作物への被害・農作業環境の悪化など、気候変動への対応も喫緊の課題となっております。

このような状況の中、5 年後、10 年後を見据えた持続可能な地域農業を実現するためには、農地の有効活用や生産基盤の整備を着実に進めるとともに、女性農業者をはじめ多様な担い手が将来に希望を持って営農を継続できる環境づくりが重要であると考えております。

つきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、本市農業の振興と持続的な発展に向け、引き続き実効性のある施策の推進をお願い申し上げるとともに、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、本市農業振興に関する意見書を提出いたします。

令和８年１０月６日

前橋市長　小　川　　晶　様

前橋市農業委員会
会長　澁　澤　聖　一

１　営農に配慮した土地開発について

大規模な土地開発が進められる場合、優良農地が開発対象となる傾向があることから、地域農業への影響が懸念されています。また、開発に伴い営農環境の変化や担い手の経営継続への影響も生じることから、本市農業の持続的な発展を見据えた土地利用が求められています。

このため、土地開発を進める際には、地権者だけでなく耕作者にも十分配慮するとともに、開発候補地の選定に当たっては、優良農地の保全のため、耕作放棄地や遊休農地の活用を優先的に検討するなど、地域農業への影響や市内の地域バランスを考慮した計画的な土地利用の推進を要望します。

２　耕作放棄地の解消に向けた支援制度の充実について

農業者の高齢化及び担い手不足により、耕作放棄地は年々増加しています。非農地判定調査を実施し、耕作放棄地の整理を進めているものの、新たな耕作放棄地の発生が継続しており、依然として増加傾向にあります。

また、狭小な農地や進入路が確保されていない農地については、大型機械等の進入が困難であり、再利用が進まない状況があります。そのため、担い手への農地集積を進める上でも、営農しやすい基盤整備が求められています。

このため、現在、中山間地域に適用されている制度の対象区域や要件の見直しなど、耕作放棄地解消に係る支援制度の充実を要望します。また、将来的な農地集約化や効率的な利用を見据え、中山間地域等における大区画化などの基盤整備施策についても検討されるよう要望します。

３　農業用施設被覆材張替等及び農業生産資材等高騰対策に対する継続的な支援について

世界情勢の不安定化に伴う原油・資源価格の高騰等により、肥料、農業用資材、飼料、燃料等の価格上昇が続いているほか、農業用施設の被覆材の張替え費用や施設周辺の維持管理費も増加しており、農業経営を大きく圧迫しています。

また、生産コストの上昇分を農作物価格へ十分に転嫁することは困難な状況にあり、このままでは農業生産の縮小や担い手の減少、さらには地域農業の衰退につながることが懸念されます。

認定農業者に限らず、多様な農業者が地域農業を支えていることから、個人農業者を含めた支援対象の拡大と継続的な支援を実施していただきたく、次の事項について要望します。

・肥料、農業用資材、飼料及び燃料等の価格高騰に対する継続的な支援の充実
・被覆材張替え支援事業の継続・拡充
・施設周辺の防草シート設置等、維持管理費用に対する助成制度の創設

４　高温対策支援及び暑熱対策機器導入支援について

近年の猛暑や高温の影響により、農作物への被害や農業従事者の熱中症リスクが増加しています。また、暑熱環境下での作業負担軽減や効率化を図るために必要な「かん水」「換気・冷却」「遮光・遮熱」の機械・装置等の導入には大きな費用負担が伴っています。

このため、これらの設備等の導入支援を継続するとともに、空調服等の暑さ対策機器への補助制度の充実を要望します。

５　雇用就農者・親元就農者等への支援及び定住促進施策の創設について

現在、新規就農者向けの支援制度は充実しつつあるものの、雇用就農者や親元就農者等に対する支援は十分とはいえず、近隣自治体と比較すると支援制度が見劣りする面もあり、利用できる制度も限られている状況です。

また、農業法人や個人経営体に雇用される形で農業に従事する人材が増える中、群馬県や前橋市に居住しながら安定して農業に携わることができる環境づくりが求められています。

このため、雇用就農者の所得向上支援や住宅支援、キャリア形成支援等の充実を図るとともに、親元就農者も対象に含めた複数年にわたる継続的な支援制度を創設し、地域に根ざした担い手の確保と定住促進や定着率向上につながる新たな施策の推進を要望します。

６　果樹農業における後継者確保と園地承継支援について

果樹生産者の高齢化が進む中、担い手の減少が大きな課題となる一方で、新規就農希望者からの相談は増加しています。しかしながら、既存農家が離農する際に圃場の樹木が伐採されてしまうケースも多く、園地が維持されないため、新規就農者が円滑に参入できない状況が生じています。園地が維持されていれば生産基盤を引き継ぐことが可能であり、受け手と出し手をつなぐ仕組みの強化が求められています。

また、地域の果樹産地を維持・発展させていくためには、個々の園地の承継が重要であり、行政による離農前からの相談促進や園地存続の呼びかけ、担い手とのマッチング支援体制などの強化が必要です。

今後５年後、１０年後を見据え、持続可能な農地利用と産地維持の観点から、地域の実情に応じた柔軟な制度運用と、円滑な園地承継に資する環境整備を進めていただくよう要望します。

７　女性農業者の活躍推進と男女共同参画の促進について

女性農業者の活躍を促進するためには、若手女性農業者や農業に関心のある女性の掘り起こしと、継続的に支援できる体制づくりが重要です。

また、農業分野における男女共同参画が進みつつある一方で、依然として男性中心の慣習や考え方が残り、女性が参画しにくい場面も見受けられます。

そのため、次の事項について要望します。

・女性農業者の育成及び新規参入促進に向けた情報発信や研修機会の充実

・女性農業者の交流促進、人的ネットワーク形成及び販路拡大への支援

・農業分野における男女共同参画の推進と女性が活躍しやすい環境づくりへの支援